

分野 1 : 中東地域の安定化に向けた働きかけ

中期目標 :

喫緊のガザ情勢への対応に加え、中東和平問題、シリア、リビア、イラン、アフガニスタン、イラク及びイエメンの安定等を始めとした地域の諸課題に対し、緊張緩和のための外交努力や政治対話、人道・開発支援を強化することで地域の安定化に貢献する。

過去 3 年度 (令和 5 ～ 7 年度) の主な成果	課題及び今後の方向性
1 【ガザ情勢への対応及び中東和平の実現に向けた日本の具体的取組と成果】 - イスラエル・パレスチナを含む関係国・地域に対し、ガザ情勢への対応及び中東和平に向けた政治的働きかけを継続した。令和 5 年 11 月には上川外務大臣が、令和 8 年 1 月には茂木外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問し、日本の立場に対する理解を得るとともに、率直な意見交換を行った。 - 当事者間の信頼醸成のための取組として、令和 8 年 2 月、イスラエル・パレスチナ合同青年招へい事業を 3 年ぶりに再開した。パレスチナ支援については、令和 5 年 10 月のガザ情勢緊迫化以降、約 4 億 1,000 万ドル規模の人道支援や復旧・復興支援を実施した。また、令和 6 年以降、パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 (CEAPAD) の枠組みを再活性化し、令和 7 年 7 月には約 7 年ぶりとなる閣僚級会合を開催した。さらに、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地 (JAIP) の事業継続を通じ、イスラエル・パレスチナ間の相互理解の促進を図るとともに、パレスチナの経済的自立を支援した。 - 国際場裡では、令和 5 年 10 月から令和 6 年末まで国際連合安全保障理事会 (国連安保理) 理事国として、停戦や人質の解放などを求める 4 本の決議採択に貢献したほか、ガザ地区の早期復旧・復興を始めとするパレスチナの国づくりに向けた支援やガザ地区の暫定的な統治メカニズムへの人的貢献を果たすため、大久保ガザ再建支援担当大使を新たに任命し、米国やイスラエル、パレスチナ、ヨルダンなどに派遣した。「二国家解決」(イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存するとの考え方) 関連の国際会議にも積極的に参加し、中東和平の実現に向けた国際的取組を主導した。	1 【ガザ情勢への対応及び中東和平の実現に向けた日本の具体的取組と成果】 - イスラエル・パレスチナを含む関係国・地域に対しては、引き続き要人往来や電話会談などのあらゆる機会を捉えて政治的働きかけを行い、ガザ地区の早期復旧・復興を通じ、「二国家解決」の実現に向けた外交的取組を継続・強化する。また、イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを始めとする当事者間の信頼醸成のための取組にも一層注力する。 - ガザ地区における深刻な人道危機に対する支援は、中東地域の平和と安定に向けた日本の積極的な貢献を示す上で効果的であった。日本としては「中東における平和を支える日本の取組 3 本柱」を通じて、トランプ大統領による「ガザ紛争終結のための包括的計画」の着実な実施に向け積極的な役割を果たし、国際的な人道支援の調整や国際社会の支援の輪の拡大を後押ししていく。 - パレスチナ支援については、東アジア諸国のリソースや経済発展の知見をいかしてパレスチナの国づくりを支援するため平成 25 年に日本が立ち上げた地域協力枠組みである CEAPAD 閣僚級会合の成果を踏まえ、三角協力や人材育成・能力開発を目的とする技術協力の拡大・多様化を図る。また、パレスチナの経済的自立の促進を目的として日本が進めている JAIP を始めとして、関係国際機関などと連携しつつ、対パレスチナ支援を継続する。 - さらに、パレスチナや関係国及び国際機関などが参加するガザ地区の早期復旧・復興支援に関する国際会議の主催を検討し、日本の国際社会における責任ある姿勢と中東地域の平和と安定への取組と成果を引き続き効果的に国内外へ発信する。

分野 1 : 中東地域の安定化に向けた働きかけ

過去 3 年度 (令和 5 ～ 7 年度) の主な成果	課題及び今後の方向性
2 【イラク・アフガニスタンの復興の進展】 ● イラク：毎年事務レベルでイラクを訪問し、政治・経済・開発協力に関する意見交換を継続した。また、国内の安定化と経済改革を推進するスーダーニー政権への支持を表明することで、同政権の改革努力を後押しした。 ● イラクに対する経済・社会復興支援として、イラク政府が重視する国内避難民・帰還民への対処・保護・支援に重点を置き、国際機関と連携して生活改善・保護に関連する事業を毎年複数実施した。円借款では、バスラ製油所改良事業への拠出を継続し、令和 7 年 10 月に竣工した。同製油所の稼働は、イラク国内における石油精製品の安定供給と復興・経済安定に大きく貢献した。 ● アフガニスタン：緊急・人道支援として総額約 1 億 500 万ドルの支援を実施し、人道上の要請に応え、飢饉や難民発生を抑止に貢献した。また、災害対応支援として、令和 5 年度には JICA を通じた緊急援助物資の供与や国際機関を通じた 300 万ドルの緊急無償資金協力を実施した。さらに、令和 7 年度の大規模震災を受け追加の緊急・人道支援を行い、国民の生活環境改善に寄与した。 ● 令和 3 年に首都カブールを制圧したタリバーンが「暫定政権」を発足させ実質的に統治する中、日本は G 7 で唯一現地に常設の大使館を維持し、国際社会とも連携しつつ、タリバーン「暫定政権」に対し、教育や就労を始めとした女性・女児の権利の大幅な制限のような人権抑圧的な政策を撤回するよう直接働きかけた。また、国連安保理において、日本は令和 5 年及び令和 6 年にアフガニスタン問題に関するリード国を務め、安保理決議の起草及び米国、中国、ロシアなどの安保理常任理事国を始めとする各国との調整を主導し、国際社会におけるアフガニスタン支援の議論に大きく貢献した。さらに、令和 6 年度以降も、国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) の活動を支援した。	2 【イラク・アフガニスタンの復興の進展】 ● イラクは、令和 4 年 10 月のスーダーニー政権樹立以降、周辺的情勢の不安定さにもかかわらず治安情勢は比較的安定化し、同政権による経済改革の自助努力により、復興段階から開発・ビジネス段階へと前進しつつある。一方、日本企業を含む外国企業が進出しやすいビジネス・投資環境の整備・改善が進展しておらず、依然として重要な課題である。こうした環境の整備はイラクの本格的復興に不可欠であるため、今後ともイラク政府に継続的に働きかけていく。 ● スーダーニー政権が掲げる対外債務削減方針により、日本の新規円借款案件形成が停滞した。他方、円借款はインフラ整備などを通じて日本企業の参入機会を生み、技術移転や雇用創出を伴ってイラクの復興と開発を後押しする効果を有するため、イラク次期政権に対しては、新規案件形成に向け、円借款の意義と効果を丁寧に説明していく。 ● アフガニスタンでは令和 3 年のタリバーン「暫定政権」発足以降、治安情勢は一定の改善が見られるものの、国連によれば総人口の約半数が人道支援を必要としているほか、令和 5 ～ 7 年にかけて隣国のパキスタン及びイランから大量のアフガニスタン難民が送還されており、これら難民の帰還が脆弱な同国経済に与える影響が懸念される。さらに、タリバーン「暫定政権」による人権抑圧的政策も継続しており、女子中等・高等教育は再開されていない。令和 6 年 8 月には国民の行動に厳格な制約を課し、女性・女児に対する権利制限を一層強めるいわゆる「勸善懲惡法」が公布された。 ● 今後とも、人道状況改善のため必要な支援を粘り強く実施し、地域の安定化に貢献するとともに、国際社会と緊密に連携しながら、タリバーン「暫定政権」に対して人権抑圧的な政策の撤回を強く働きかけていく。

分野 1 : 中東地域の安定化に向けた働きかけ

過去 3 年度 (令和 5 ~ 7 年度) の主な成果	課題及び今後の方向性
3 【イランとの二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し】 ● 首脳級を含む政府ハイレベルの会談や人権対話、軍縮・不拡散協議など、多層的かつ継続的な対話を実施した。令和 6 年 7 月には岸田総理大臣の特使として柘植外務副大臣がイランを訪問し、二国間の交流を一層深化させ、令和 7 年 6 月には、日・イラン税関相互支援協定が発効した。これらの取組は、二国間関係の強化に大きく寄与したほか、中東地域が不安定化していく中で、日本独自の外交的働きかけとして緊張緩和に貢献した。 ● 令和 5 年 10 月のハマスなどによるイスラエル攻撃以降、中東地域の緊張が断続的に高まる中、ハマスやヒズボラーなどに影響力を有するイランに対し、日本は、米国との同盟関係及びイランとの伝統的友好関係を活用しつつ、緊張緩和に向けた働きかけを行った。特に、令和 5 年 10 月から 12 月の間には、政府ハイレベルでの協議を複数回実施し、情勢安定化への対話を強化した。 ● 令和 7 年度には、核問題に関する米・イラン間接協議が継続される中、日本は米国や英、仏、独などの欧州諸国、及び地域諸国などとの緊密な連携を維持し、イランに対して対話による問題解決の重要性を一貫して働きかけた。また、6 月のイラン・イスラエル間の攻撃応酬時には、適時の電話会談を通じて双方に対して最大限の自制を促し、緊張激化の抑制に寄与した。加えて、イラン在留邦人の迅速かつ安全な国外退避をイラン及びアゼルバイジャンの協力を得て実施し、邦人の安全確保に努めた。 ● これらの取組を通じて、日本はイランとの二国間関係の強化のみならず、イランと地域・国際社会との信頼関係構築を後押しし、中東地域の平和と安定に向けた貢献を果たした。 ● 令和 8 年 2 月末から発生している米・イスラエルとイランの攻撃の応酬に際しても、当事国を含む関係国と首脳級を含む政府ハイレベルの協議を重ねており、早期の事態沈静化に向けて外交努力を継続している。同時に、イラン及び湾岸諸国の在留邦人の迅速かつ安全な国外退避を通じて、邦人の安全確保に尽くした。	3 【イランとの二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し】 ● イランとの二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築を後押しするにあたり、依然として多くの課題が存在する。特に、攻撃の応酬を伴う情勢の悪化は中東地域の安定化を困難にしており、在イラン日本国大使館の体制縮小や通信遮断といった制約は、情報収集や日・イラン当局間の連携を著しく制限している。こうした厳しい環境の中でも、日本はイランとの独自の対話チャネルを維持・強化し、継続的なコミュニケーションを確保することが不可欠である。 ● 令和 11 年の日・イラン外交関係樹立 100 周年を控え、今後もイランとの信頼関係を維持しつつ、必要な役割を着実に果たしていく。そのため、透明性の向上や協調的な問題解決を促す働きかけを強化し、イランの国際社会との建設的な関与を後押ししていく。 ● また、安全保障上のリスクを慎重に管理しつつ、中東地域の緊張緩和と持続的な平和構築に向けた建設的な関与を継続していく。 ● ホルムズ海峡における自由で安全な航行の確保は、世界経済への影響にも鑑み、国際社会全体で取り組む必要がある課題であり、日本として、G 7 を含む関係国と引き続き緊密に連携していく。

分野 1 : 中東地域の安定化に向けた働きかけ

過去 3 年度 (令和 5 ～ 7 年度) の主な成果	課題及び今後の方向性
● また、令和 8 年 3 月の G 7 外相会合において、イラン情勢につき G 7 各国間で意見交換を行い、茂木外務大臣は、ホルムズ海峡における船舶の航行の安全確保の重要性を強調するとともに、国際的取組への参画やイランへの働きかけ、石油備蓄放出を含む日本の具体的な取組を紹介し、情勢安定化に向けた日本の主導的姿勢を示した。 4 【中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援】 ● シリア及び周辺国に対しては、平成 24 年以降、令和 8 年 3 月までに総額約 36 億ドルの支援を行い、令和 6 年 12 月の旧アサド政権崩壊後の令和 7 年 2 月には仏政府主催の「シリアに係る閣僚級会合」に 松本外務大臣政務官が出席するなど、シリア危機の政治的解決に向けた国際的取組に貢献してきた。 ● 令和 7 年 12 月には、大西外務大臣政務官が、政務三役として 15 年ぶりとなるシリア訪問を実施し、二国間経済協力の再開を発表した。 ● 約 230 万人のパレスチナ難民及び約 130 万人のシリア難民を受け入れているヨルダンに対し、令和 5 ～ 7 年度の間、毎年約 1 億ドルの財政支援を実施し、同国の過重な財政負担の軽減に寄与した。また、スーダン、リビア、ガザ地区などから傷病避難民を受け入れているエジプトの医療施設や医療機関に対し、医療資機材などの供与や医療従事者に対する研修などの無償資金協力を実施し、受入体制の強化を後押しした。	4 【中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援】 ● シリアが包摂的、平和的かつ安定した移行に向けた努力を継続する中において、シリア及び周辺国への支援は、中東地域の長期的な安定に向けた日本の外交努力として有効であった。今後も、日本ならではの知見や経験をいかしながら、復興と人道状況改善に向けた支援を継続していく。また、復興にあたっては日本企業の役割が重要であり、日本企業のシリア進出などについても、環境整備やビジネスイベントの開催を通じ貢献していく。 ● 中東地域の安定の要であるヨルダンへの継続的な財政支援は、日本が中東地域の安定化に取り組む上で有効であった。イラン情勢悪化に伴い、中東地域の経済状況の悪化により更なる財政困難が見込まれることから継続的な支援について検討を進める。 ● 多くの傷病避難民を抱えるエジプトの医療を支援することは、不安定な中東情勢がエジプトに与える影響を和らげる点でも効果的であった。ガザ地区の停戦仲介に重要な役割を果たすエジプトとの協力及び関係強化を進め、同国が地域安定化に果たす役割を確実に支えていく。

備考：
【令和 7 年度】・最新のガザ情勢に基づき中期目標及び測定項目 1 を修正した。
・相対的に湾岸情勢が中東地域外交に占める割合が小さくなったため測定項目から削除した。

参考：
・外交青書（第 2 章第 7 節：[令和 6 年版](#)、[令和 7 年版](#)、[令和 8 年版](#)）
・中東（[アフガニスタン](#)、[イエメン](#)、[イスラエル](#)、[イラク](#)、[イラン](#)、[シリア](#)、[ヨルダン](#)、[レバノン](#)、[パレスチナ](#)）

分野 1 : 中東地域の安定化に向けた働きかけ

参考 :

- ・ [中東における平和を支える日本の取組 3 本柱](#)
 - 第 1 の柱 ガザの統治メカニズムへの中長期的な関与
 - 第 2 の柱 パレスチナの国づくりに向けた包括的な支援
 - 第 3 の柱 CEAPAD 等の日本独自のイニシアティブを通じた支援の輪の拡大
- ・ [「平和と繁栄の回廊」構想](#)
- ・ [パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 \(CEAPAD\)](#)
- ・ [日・イラン税関相互支援協定の発効](#) (令和 7 年 6 月 18 日)
- ・ [令和 7 年度イスラエル・パレスチナ合同青年招へいの実施 \(結果概要 : 第 1 弾\)](#) (令和 8 年 2 月 2 日～8 日)
- ・ [G 7 外相会合 \(セッション 5 : イラン及び周辺地域情勢\)](#) (令和 8 年 3 月 27 日)
- ・ [＜要人往来・会談＞](#)
 - ・ [上川外務大臣のイスラエル、パレスチナ及びヨルダン訪問](#) (令和 5 年 11 月 2 日～5 日)
 - ・ [柘植外務副大臣 \(総理特使\) のイラン・イスラム共和国訪問 \(結果\)](#) (令和 6 年 7 月 29 日～31 日)
 - ・ [松本外務大臣政務官のフランス訪問 \(結果\)](#) (令和 7 年 2 月 10 日～13 日)
 - ・ [茂木外務大臣のイスラエル、パレスチナ、カタール、フィリピン及びインド訪問](#) (令和 8 年 1 月 10 日～18 日)
 - ・ [大久保武ガザ再建支援担当大使 \(米国出張、イスラエル国訪問、パレスチナ訪問、ヨルダン訪問\)](#)
- ・ [＜安保理決議＞](#)
 - ・ [イスラエル・パレスチナ情勢 \(人道的休止・停戦の呼びかけ\) : 安保理決議第 2712 号](#)
 - ・ [ガザ地区に対する人道支援の拡大と監視に関する国連安保理決議の採択について \(外務報道官談話\) : 安保理決議第 2720 号](#)
 - ・ [ガザ情勢に関する国連安全保障理事会決議第 2728 号の採択について \(外務大臣談話\) : 安保理決議第 2728 号](#)
 - ・ [ガザ情勢に関する国連安全保障理事会決議第 2735 号の採択について \(外務大臣談話\) : 安保理決議第 2735 号](#)
- ・ [＜邦人の退避支援＞](#)
 - ・ [イラン・イスラム共和国からの陸路による邦人の退避支援の実施について](#) (令和 8 年 3 月 4 日)
 - ・ [イラン・イスラム共和国からの陸路による邦人等の退避支援 \(2 回目\) の実施について](#) (令和 8 年 3 月 8 日)
 - ・ [イスラエル国からの陸路による邦人等の退避支援の実施について](#) (令和 8 年 3 月 2 日)
 - ・ [イスラエル国からの陸路による邦人の退避支援の実施 \(2 回目\) について](#) (令和 8 年 3 月 11 日)
- ・ [＜ODA \(政府開発援助\)＞](#)
 - ・ [ODA \(政府開発援助\) イラク約束状況](#)
 - ・ [イラク共和国に対する円借款「バスラ製油所改良計画 \(第六期\)」に関する書簡の署名・交換](#) (令和 6 年 11 月 17 日)
 - ・ [アフガニスタン西部における地震被害に対する緊急無償資金協力等](#) (令和 5 年 10 月 17 日)
 - ・ [アフガニスタン東部における地震被害に対する緊急無償資金協力等緊急人道支援](#) (令和 7 年 9 月 19 日)